

平成15年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

平成15年6月3日
午前10時20分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	野崎一也
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長	清水孝悦

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

1, 議事日程

- 日程 1. 会議録署名議員の指名
- 日程 2. 会期の決定について
- 日程 3. 議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 4. 議案第28号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日程 5. 議案第29号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程 6. 議案第30号 斑鳩町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例について
- 日程 7. 議案第31号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程 8. 議案第32号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程 9. 議案第33号 平成15年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）
- 日程 10. 議案第34号 平成15年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）
- 日程 11. 選挙第 1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
- 日程 12. 承認第 6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程 13. 承認第 7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成

15年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）

- 日程14. 認定第 2号 平成14年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について
- 日程15. 報告第 8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程16. 報告第 9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）
- 日程17. 報告第10号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）
- 日程18. 報告第11号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）
- 日程19. 報告第12号 平成14年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告について
- 日程20. 報告第13号 平成14年度斑鳩町文化振興財団事業報告について
- 日程21. 報告第14号 平成14年度斑鳩町土地開発公社業務報告について
- 追加日程1. 陳情第 4号 陳情書
- 追加日程2. 要請第 1号 要請書

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前10時20分 開会)

○議長（森河昌之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。よってこれより平成15年第4回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成15年第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして各事業を円滑に推進させることができ、心から感謝を申し上げる次第でございます。

平成15年度も既に2カ月が過ぎ、職員ともども一丸となって本年度事業の早期実施を図るべく積極的に取り組んでいるところであります。今後さらに、円滑かつ効果的な事業推進に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えており、議員皆様方のより一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてなど19議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、満場一致で原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、辰巳、松田両監査委員には、5月21日、水道決算監査について克明にご審査をいただき、深く感謝いたしますとともに、賜りましたご意見を踏まえてさらに合理的、効果的な運営に努め、安全で清浄な飲料水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが招集のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） ただいまから議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。よってこれに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします

。本定例会の会議録署名議員には、9番、浦野議員、10番、吉川議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期を、本日から本月20日までの18日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月20日までの18日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程4、議案第28号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、日程5、議案第29号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程6、議案第30号 斑鳩町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例について、日程7、議案第31号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、日程8、議案第32号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、日程9、議案第33号 平成15年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)、日程10、議案第34号 平成15年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)、日程11、選挙第1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について、日程12、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)、日程13、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成15年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算(第1号)について)、日程14、認定第2号 平成14年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、日程15、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、日程16、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について)、日程17、報告第10号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)、日程18、報告第11号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)、日程19、報告第12号 平成14年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告について、日程20、報告第13号 平成14年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、日程21、報告第14号 平成14年度

斑鳩町土地開発公社業務報告について、以上19議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました19議案について、総括提案説明を求めます。
小城町長。

○町長（小城利重君） それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要につきましてご説明をいたす前に、少しお時間をいただきまして、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等につきまして、ご説明申し上げ、議員皆様方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

初めに、平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会についてであります。

斑鳩町議会ほか6町の議会におかれましても合併協議会の設置議案が可決されまして、4月1日には合併協議会準備事務局を設置し、第1回の合併協議会の開催に向けて準備が進められてまいりました。このほど準備が整い、第1回の合併協議会が6月8日に河合町中央公民館において開催されることになっております。

今後、合併の是非を含めた7町の合併に関する協議が行われることとなりますが、住民皆様にとっても将来にわたる重大な問題でありますので、十分な情報提供と説明会など行ってまいりたいと考えております。

次に、(仮称)総合福祉会館の整備についてであります。

平成15年度において、実施計画の策定と用地取得に着手してまいりたいと考えております。地元対応といたしまして、建設候補地の自治会・水利組合等の関係役員、地権者の方々にご協力を得るべく、事業に対する町の考え方や施設の概要についての説明会を開催させていただき、一定のご理解を得たところであります。

今後、用地の取得を進めていくにあたっては、さらに地権者のご理解とご協力を得られるよう鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

次に、可燃ごみ収集のステーション化についてであります。

本年1月30日付で各自治会長を通じ、住民への可燃ごみ収集方法について協力要請をさせていただきました。各自治会において種々検討していただいた結果、現在、132自治会のうち、124自治会においてステーション化のご協力をいただいております。

残る8自治会につきましては、町といたしましても、地元に入り、説明会の開催等を行うことにより、住民の方々の理解が得られるよう努めているところであります。現在

、それぞれの自治会におきまして、ステーション化に向けて種々検討していただいている状況でありまして、今後も引き続き各自治会と協議を重ねながら、ステーション化の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、都市基盤等の整備によるまちづくりについてであります。

まず、懸案のいかるがパークウェイ整備事業につきましては、小吉田モデル区間400メートルの道路本体の基盤整備工事が、本年3月末をもって完了したところであります。

本年度は舗装や歩道整備、街路樹の植栽等の工事が行われ、平成16年3月末には完成、供用される予定で進められることになっております。これもひとえに、議員皆様方をはじめ関係者の方々のご理解とご協力によるものであり、深く感謝を申し上げます。

町といたしましては、この小吉田モデル区間をいかるがパークウェイ全線のモデルとして多くの住民の方々にご覧をいただき、また評価をしていただけるようにと考えており、そのPR方法や、評価方法等について「いかるがパークウェイ推進協議会」におきましても十分にご検討いただき、住民の方々のご意見をも踏まえながら事業の推進に努めたいと考えております。また、国とも協議を重ねながら具体的な整備スケジュールを明確にして、他区間への延伸整備が進みますよう努力をしてまいりたいと考えております。

また、町事業で進めております都市計画道路法隆寺線につきましても、引き続き残りの地権者との用地交渉に努め、供用時期が明確になってきた小吉田モデル区間や平成15年度完成予定の服部農住土地区画整理事業と歩調をあわせながら効果的な供用ができるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、当町の玄関口にふさわしい魅力ある交通拠点として整備を推進しておりますJR法隆寺駅周辺整備事業についてであります。

法隆寺駅舎のバリアフリー化を含む改築整備及び周辺道路網の整備が緊急の課題となっており、昨年度よりJR西日本とも協議を重ねながら、基本構想調査を進めてまいりました。その成果といたしまして、駅舎の整備手法や周辺アクセス道路など一定の基本方針の取りまとめができたところであります。今後は、橋上駅舎として具体的な基本設計を行い、駅舎整備の全容を明らかにしてまいりたいと考えており、あわせて周辺道路網の着実な整備に取り組んでまいりますので、議員皆様のご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、歴史的な町並みを活かしたまちづくりとして取り組んでおります西里地区での都市計画道路法隆寺・藤ノ木線の整備についてであります。

平成14年度において約160メートルの区間で電線共同溝整備工事が完了しており、本年度は引き続いて残り区間の電線共同溝整備工事及び沿道の（仮称）西里公園整備工事を実施し、当該地区の景観にふさわしい歴史的な趣の創出を図ってまいりたいと考えております。

次に、町営住宅建設事業についてであります。

（仮称）斑鳩町町営住宅目安北団地の建設工事は、現在の進捗状況といたしましては、本体工事がほぼできあがり、外構工事を残すのみの進捗状況であり、工期終了の6月30日までに完成すべく取り組んでいるところであります。

また、入居対象団地であります五百井団地・興留団地の方々には、今日まで移転等について説明を行ってまいりましたが、工事完了を間近に控え、完了後はできるだけ早い時期に移転入居を行っていただくため、一昨日の6月1日に移転入居の説明会及び現地見学会を行ったところであります。

ご承知のとおり、今回建設いたしております住宅は、バリアフリー化を図るため高齢者・障害者等に配慮したものとなっております。したがって、全体戸数の21戸のうち1戸を身体障害者向け住宅として位置づけをさせていただくことにしており、そのための設置等の要綱を定めてまいりたいと考えております。

次に、小学校と中学校との間の円滑な接続を図ること等を目的とした小中一貫教育に係る取り組みについてであります。

当町では、去る5月29日に町立小・中学校5校の学校長をはじめとする15名の委員による調査研究会を発足させました。今後は、その研究会で小中一貫教育について、例えば新たな教育課程の編成を行うことなどをはじめとして、こういった取り組みをするのか、またその取り組みを行う上ではどういった課題や問題点があるのかを、少なくとも1年間をかけて検討していくこととしております。同時に奈良県教育特区検討委員会にも参加することにより、奈良県下の状況等を把握しながら検討作業を進めてまいりたいと考えております。

そうした取り組みを行っていくには、保護者をはじめとする住民の方々のご理解とご協力が必要不可欠でありますことから、6月21日（土）に中央公民館において、教育講演会を開催し、小中一貫教育についてのご認識を深めていただきたいと考えております。

す。

次に、史跡中宮寺跡の整備計画についてであります。

平成13年8月13日に国の史跡としての追加指定を受けたことから、当町が計画しておりました全域が史跡指定を受けることとなりました。史跡指定面積の合計は2万7,815.68平方メートルであります。

今後は、史跡公園として整備を行っていくため、平成15年度から平成17年度の3カ年計画で史跡地の公有化を図っていくことから、現在、地権者に対しまして、買い上げについての交渉に入っているところであります。

それでは、本定例会に付議いたしました各議案の概要について説明をいたします。

まず、議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

後ほど議案第30号にて上程いたしております斑鳩町特別土地保有税審議会条例の廃止に伴い、当条例の別表に規定しております当審議会委員の報酬額等を削除するための改正を行うものであります。

次に、議案第28号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成15年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことにより、これに基づき町税条例の一部を改正するものであります。

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、5月の臨時議会で専決のご承認をいただきました特別土地保有税の課税停止、平成15年度固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税・都市計画税の税負担の調整等とともに、今回の改正では配当所得・株式等譲渡所得に係る課税方式の見直し、たばこ税の引き上げ、その他所要の措置を講ずる改正を行うものであります。

その主な改正であります。個人住民税では、金融・証券税制について、将来の課税の一本化を視野に入れ、課税の簡素・合理化や改善を図るため、個人に係る一定の配当や特定口座内の株式等の譲渡所得について、特別徴収義務者が県に納付することで、納税者が申告を必要としない県民税配当割及び譲渡所得割を創設し、税率を5%とするとともに、この税率を一定期間3%とする特例措置を講ずるものであります。なお、この県民税につきましても、交付率相当額を交付金として、県から町へ交付されることになっております。

また、たばこ税では、厳しい財政状況にかんがみ、たばこ税の税率を旧3級品以外の製造たばこで1,000本につき309円、旧3級品の製造たばこで1,000本につき146円の引き上げを行うものであります。

次に、議案第29号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

平成15年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成15年3月31日に公布され、この改正に伴い、平成16年1月1日施行に係る部分について、当条例の一部を改正するものであります。

平成16年1月1日以後における源泉徴収選択口座内の上場株式の譲渡等による所得に係る課税について、県民税株式等譲渡所得割が創設されたことにより、証券会社が上場株式等取引報告書を市町村へ提出する制度が廃止されたことに伴い、改正を行うものであります。

次に、議案第30号 斑鳩町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例についてであります。

平成15年度の税制改正により、特別土地保有税については、平成15年度以降、課税停止となったことから、これに伴い特別土地保有税審議会条例を廃止するものであります。

次に、議案第31号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

平成14年6月議会におきまして工事請負契約の締結についてご議決をいただき、工事施工を行ってまいりました（仮称）斑鳩町町営住宅目安北団地建設工事が平成15年6月30日に完成いたしますことから、新たに団地名として斑鳩町営目安北団地を追加し、また斑鳩町営追手団地2につきましては、その呼び名が追手団地として定着していることから団地名を変更させていただきたく、所要の改正をお願いするものであります。

次に、議案第32号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,250万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ84億753万3,000円とするものであります。

その主な内容についてであります。初めに、歳入予算の補正につきましては、第1款町税、第4項たばこ税では、地方税法の改正により、たばこ税の引き上げが行われ、この引き上げが平成15年7月1日以後適用されますことから、この改正による増収見込額1,500万円の増額を行うものであります。また、第5項特別土地保有税では、平成15年度以降、課税停止となったことから、減額の補正を行うものであります。

次に、第15款寄附金では、スポーツ振興基金へご寄附をいただきました指定寄附金50万円の受け入れ、第18款諸収入につきましては、消防団員の退職に伴う退職報償金160万5,000円の受け入れを行うものであります。

また、第19款町債では、錦ヶ丘自治会館内に設置いたします防火水槽の整備に係る防災まちづくり事業債540万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第2款総務費では、第2項徴税費、第1目税務総務費で、平成15年度の地方税法の改正により、特別土地保有税審議会が廃止されますことから、委員報酬4万3,000円の減額補正を行うものであります。

次に、第8款消防費、第1項消防費では、第2目非常備消防費で、消防団員2名の退職に伴う退職報償金160万5,000円の追加補正、第3目消防施設費では、錦ヶ丘自治会館内に設置いたします防火水槽の整備経費730万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費では、第2項小学校費、第1目学校管理費で、学校用務員業務委託料124万2,000円の増額補正、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費では、指定寄附金の受け入れに伴うスポーツ振興基金積立金50万円の追加補正を行うものであります。

最後に、第12款予備費では、今般の補正により生じた財源1,190万円を留保することといたしております。

次に、議案第33号 平成15年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）であります。

概要につきましては、工事場所が服部1丁目の服部交差点付近から龍田南1丁目の菅神社前で、施工延長約880メートルの幹線管渠を埋設する工事であります。

去る5月26日、制限付一般競争入札に付した結果に基づき、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

契約相手方は、株式会社竹中土木奈良営業所所長 瓜坂悟、契約金額は、3億6,645万円であります。

次に、議案第34号 平成15年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）であります。

概要につきましては、工事場所が龍田南1丁目の菅神社前から役場西側を通り龍田北1丁目の錦ヶ丘自治会南東付近まで、施工延長約610メートルの幹線管渠を埋設する工事であります。

去る5月26日、制限付一般競争入札に付した結果に基づき、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

契約相手方は、株式会社奥村組奈良営業所所長 堀内秀悟、契約金額は、2億5,515万円であります。

次に、選挙第1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙についてであります。

現在の委員の方々の任期が平成15年7月17日をもって満了いたしますことから、地方自治法第182条の定めるところにより議会にその選挙をお願いするものであります。

次に、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成14年度本特別会計において医療費に要した費用が歳入を上回ったため、会計処理上、平成15年度より不足分を繰上充用する必要が生じ、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,700万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ20億8,770万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により平成15年5月29日付で専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成15年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成14年度本特別会計において医療に要した費用が、当該年度の医療費交付決定額を上回ったため、平成15年度より不足分を繰上充用する必要が生じました。また、支払基金事務費交付金は超過交付となったため、翌年度会計に繰り越し、返還することとなりました。

このようなことから、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,600万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ21億220万8,000円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により平成15年5月29日付で専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、平成14年度で不足する財源は、老人保健制度によりその全額を国、県、支払基金から平成15年度収入として精算されることになっております。

次に、認定第2号 平成14年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。

水道事業は住民生活に欠くことのできない重要な役割を担っており、将来にわたり良質な水の安定的な供給は最大の使命であります。そうしたことから、今日まで、自己水源の確保や水質の向上のため、浄水施設や老朽化した配水管等の更新事業を行ってまいりました。

特に、今般、議員皆様のご理解とご協力を得ながら、平成13・14年度の2カ年事業として実施いたしました第1浄水場整備事業は、生物接触ろ過及び活性炭ろ過による最新の高度浄水処理方法を取り入れた施設であり、自己水源からの水を安定的に住民に提供できるものと確信いたしております。

さて、平成14年度の決算状況であります。営業収益は前年度に比べて、1.1%、881万3,201円の減で、7億6,728万699円であります。特に、給水収益は、一般家庭や企業における資源の有効活用意識や省資源型器具の普及などにより、毎年減少の傾向にあります。そうしたことから、水道会計の一層の効率的な運営が求められております。

営業費用では、原水及び浄水費で、総給水量の減少による県水の契約受水量の減少等により、前年度に比べ、4.1%、1,735万3,433円の減となったものの、施設の撤去による資産減耗費の増等により、営業収支では前年度より2,148万4,852円の減で、3,270万2,984円の利益となりましたが、営業外費用の企業債支払利息などで、差し引き、3,289万565円の純損失となったところであります。

次に、資本的収支では、資本的収入が企業債や補助金等で4億9,159万500円であり、資本的支出が、建設改良費として第1浄水場整備事業、上水安全対策事業、公

共下水道築造工事に伴う配水管移設工事、取水井戸の整備等及び企業債償還により、8億2,863万7,172円であります。このことから差し引き3億3,704万6,672円が支出超過となり、建設改良積立金、損益勘定留保資金等をもって補てんしたところであります。

以上が概要であります。本決算につきましては、去る5月21日、 巳・松田両監査委員により慎重なるご審査をいただいたところであり、平成14年度決算に対する意見書もいただいているところであります。

今後、第1浄水場の整備が完成したものの、老朽管の更新や企業債の元利償還等に資金が必要となることから、水道事業会計の健全な運営管理に努めたいと考えております。

次に、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。

去る平成15年5月21日、斑鳩町幸前1丁目1番45号において、衛生処理場職員が、ごみ収集車を運転中、民家の軒先に接触し、瓦を破損させたことによる損害賠償額が決定したことにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成15年5月29日付で専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）であります。

内容といたしましては、さきの報告第8号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います損害賠償に係ります保険金の受け入れと損害賠償金の支払いであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億8,502万9,000円とすることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について、平成15年5月29日付で専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、報告第10号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。

平成14年度予算において繰越明許費の議決をいただいております衛生処理場周辺対策事業、法隆寺線整備事業、法隆寺・藤ノ木線整備事業、公営住宅建設事業につきまし

て、繰越計算書の報告を行うものであります。

次に、報告第11号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）であります。

平成14年度国の補正予算に伴い、繰越明許の設定をしております公共下水道事業につきまして、繰越計算書の報告を行うものであります。

次に、報告第12号 平成14年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてであります。

平成13年度より2カ年事業で進めてまいりました第1浄水場整備工事が、完成したことによる精算報告を行うものであります。

次に、報告第13号 平成14年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。

平成14年度に実施しました主な事業は、音楽・演芸・演劇等の住民参加型事業の5事業、芸術文化鑑賞型事業6事業、生活娯楽型事業5事業の合計16事業を実施しました。これらの自主事業費は、2,828万7,435円で、これに対する入場券等の事業収入は、1,723万9,000円となりました。

町から受託しました事業は、NHKラジオ「ふるさと自慢・うた自慢」の公開録音であり、この受託事業費は、42万214円であります。

次に、いかるがホールの管理運営については、文化活動の利用促進を図り、効率的・効果的な運営に努めました。ホールの施設管理運営に要しました費用は1億5万3,283円で、図書館の施設管理運営費は1,424万2,626円となり、ホールと図書館の全体の施設管理運営費は1億1,429万5,909円となりました。

一方、施設貸し出し業務によります使用料収入は、2,545万1,529円となりました。この結果、財団の収支決算については、収支同額の1億6,162万8,787円で決算を終えたところであります。

次に、報告第14号 平成14年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてであります。

平成14年度の主な事業といたしまして、処分事業といたしましては、都市計画道路法隆寺線に係る用地を8,859万7,885円で町に処分いたしております。また、土地開発公社の長期保有地解消の一環といたしまして、駅前駐輪場用地も処分したところであります。この結果、処分合計額は5億6,790万1,159円であります。

なお、取得事業につきましては、平成14年度はございませんでした。

平成14年度末での保有額は17億7,129万4,142円であり、前年度末より5億6,417万1,806円の減少となっております。

以上で、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、町長専決処分につきましては、いずれも事務処理上、やむを得ないものについて専決処分の措置をさせていただいたものであり、よろしくご理解を賜りますとともに、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおりご議決またはご承認いただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されています日程3から日程21までの議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程20、報告第13号、日程21、報告第14号を除く17議案については、会議規則第39条第2項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君）　　異議なしと認めます。よってこれより議事日程に従い議事を進めてまいります。

それでは、日程3、議案第27号　特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君）　　これをもって議案第27号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程4、議案第28号　斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君）　　これをもって議案第28号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程5、議案第29号　斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森河昌之君） これをもって議案第29号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第29号は、厚生常任委員会に付託いたします。
続いて、日程6、議案第30号 斑鳩町特別土地保有税審議会条例を廃止する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森河昌之君） これをもって議案第30号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第30号は、総務常任委員会に付託いたします。
続いて、日程7、議案第31号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森河昌之君） これをもって議案第31号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第31号は、建設水道常任委員会に付託いたします。
。
続いて、日程8、議案第32号 平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（森河昌之君） これをもって議案第32号に関する総括質疑を終結いたします。
ただいま議題となっています議案第32号は、総務常任委員会に付託いたします。
続いて、日程9、議案第33号 平成15年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

- 7番（小野慎雄君） この請負契約の締結についてというときにいつも疑問に感じとるんですが、この議案書につきまして、工期というものが上げてきていただけていないということで、工事請負契約ということについては、工期というものが必ず関連してくるものだと思うんですが、今後もこのようにされていくのかどうか。また、なぜその工期をこの中に議案として、契約の対象、それから契約の方法、契約金額、契約の相手方ということで、4項目にわたって記載されておるんですが、それが上げてこられないのか、その理由がわかれば教えていただきたいと思います。

それと、今回の場合、制限付一般競争入札ということで、制限付というのはどのよう

な制限をされていたのか。また、工事方法、それから入札方法が、今までの一般競争入札とちょっと異なっておられたように聞いておりますので、その点をはっきりとちょっと説明してください。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 議案の中に工期が入ってない、こういうことでございます。これは一つの様式でございますが、議員さんにわかるように工期は入れるべきだと私は解釈するわけでございますけども、着工となれば議会の議決後ということになってきます。そういう面も把握していかなければならないという点もございますので、そういう面も含めながらこの議案の中には明確に入れてない、こういうことで一応ご理解を願いたいと思います。ただ、工期についての予定は町としては決めておりますので、報告は係からさせます。

次に、今回の公共第1号、公共第2号の工事につきましては、もう質問者もご存じのように、斑鳩町の制限付一般競争入札実施基準というものがございます。この実施基準に基づきまして、入札の方法を決めたわけでございます。この実施基準の中には、入札参加資格というものがございます。その資格の中に該当をするというものをもって募集を行ったということでございます。

そこで、この公共第1号、公共第2号についてのその制限付一般競争入札に参加する資格の条件でございますけども、これは町として十分検討いたしました結果、この場所、工事を施工する場所につきましては、公共施設がございまして、中央体育館、そして役場がございまして、また、中央体育館の敷地の中を通ります。そういうことで、基礎に対して影響を来すおそれがあるかもわかりません。また、仮に国道を横断したときに陥没等が起これば、その対応を十分とできる業者が必要であろうと、このように考えます。ましてや人口移動集中の場所につきましては、そういうことを十分考えながら入札の参加の資格を得ていかなければならない、このように考えております。

したがって、この公共第1、公共第2号につきましては、やはり技術水準の高い業者を選定したということでございます。そういう中で、先ほど申し上げました入札参加資格を一応経営事項審査結果の総合評定、これが1,500点ということを決めさせていただき、入札の公募を行ったということでご理解願いたいと思います。

今は、この一般競争入札の実施基準につきましては、ご存じのように平成14年4月1日に実施基準を設けまして、そのときには3億以上の工事をもってこの基準によって

選定すると、そうした流れできました。ただ、平成15年の4月1日につきましては、2億に下げたと、こういうことでございます。それはやっぱり、幅広く募集をして、そして適切な公正な透明性のある入札を執行したいということでございます。そういうことをもってこの基準を設定したということをご理解願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 工期をここへ記載するという件につきましては、こうして議員に入札結果もいただいております、議会議決日の翌日からということでここへ明記されるのがベターではないかなあと。こういう議案については、各議員さんからも時々そういう質問が出ますので、もう先に入れとくほうがいいんじゃないかなと思います。

それと、制限付一般競争入札で、そのようにして募集されて応募してきたというんですか、その業者で入札をしたと。それが、応募された人に、もう一度審査をして入札日に来ていただいたのか。いや、また別の方法で入札という形、私ども斑鳩町は事前に予定価格を公示してますので、そういう一堂に集まって入札をする必要もないのかなあと、そのようにも考えておりますが、何か今回の場合はそういうことで、一堂に集まるということに対していろいろな疑念というんですか、何かよく新聞紙上を騒がしております談合ですかね、そういうことも防げるということで、郵送による入札制度を取り入れられたようにもちょっと聞いておるんですが、この点はどうなんですか。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今回の入札につきましては、郵便による入札を実施いたしました。その前に業者が申し込みます。参加を申し込むわけでございます。それが、先ほど申し上げました入札参加資格、また配置予定技術者の要件というものがございまして、その中には細かい要綱が13項目ございますけども、その中に全部当てはまっているかどうか審査会においてチェックいたします。そのチェックをした結果、すべての参加を申し込まれた業者が適合されているとするならば、その業者を参加として認めていくと、こういうことでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そうした中で、少しこの入札結果で素朴な疑問があったんです。といいますのは、その1のほうですね、その1のほう金額的に大きい、3億6,600何万ですかね、そちらのほうに6社が参加しておって、2億何ぼのその2のほうに5社なんですかね。1社が、これは適合しないから参加してないんじゃないかと、それは業者

の自由なんです、これをぱっと見させていただいたときに、その1に参加した業者がその2、安いほうというんですか、規模の小さいほうに参加してないというのは、何か理由があったんですか。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 私もそういう疑問があって、なぜこういうことになるのかということに係に聞いていたわけでございますけど、これは、公共第1号については6社、公共第2号については5社、これは公共第2号に参加されない方は会社の事情もいろいろあるということで判断をいたしております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今聞こうと思っていたところを小野議員がほとんど聞いておられましたので、私はその中で、町内業者の育成とかいうことで今までから議会でもそういう方面でずっと働きかけてきておりますけれども、その中には、経審1,500点以上というんですかな、その業者は町内にはおらないというふうに判断してよろしいんですか。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今回決めました経審の1,500点、これは全国で15社あります。町として、この要件の中にははまっている中で1年以内に指名停止したとか、その他の要件のあった業者が2社ございますので、全国で13社あるわけですね、1,500点。こういうことでございます。したがって、今質問のとおり、1,500点を満たすような町内業者はおらないと、こういうことでございます。

○議長（森河昌之君） これをもって議案第33号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10、議案第34号 平成15年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって議案第34号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、建設水道常任委員会に付託をいたします。

続いて、日程11、選挙第1号 斑鳩町選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙を

行います。

選挙の方法は、投票による選挙と指名推薦による場合があります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名資格当選人を決定することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって議長において指名をいたします。

選挙管理委員会の委員には、佐伯是氏、勝真正行氏、窪田敏一氏、吉田勝重氏、以上の4名を選挙管理委員会委員の当選人と決定いたしました。

続いて、選挙管理委員会委員の補充員の指名を行います。

第1位、大杉美智子氏、第2位、寺前憲治氏、第3位、土屋善典氏、第4位、森口正氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました4名の方を選挙管理委員会の補充員の当選人として、かつ指名した順位によることを決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって選挙管理委員会委員の補充員には、第1位、大杉美智子氏、第2位、寺前憲治氏、第3位、土屋善典氏、第4位、森口昌氏と決定いたしました。

続いて、日程12、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) これをもって承認第6号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています承認第6号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて(

平成15年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって承認第7号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています承認第7号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14、認定第2号 平成14年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって認定第2号に関する総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています認定第2号については、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名をもって構成する水道決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって認定第2号については、委員7名をもって構成する水道決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により、議長において指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって議長において指名いたします。

総務常任委員会から、小野議員、浦野議員、坂口議員、厚生常任委員会から、木田議員、里川議員、建設水道常任委員会から、飯高議員、三木議員の各議員を指名いたします。以上7名の議員には、よろしくお願いたします。

続いて、日程15、報告第8号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、日程16、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）の2議案は、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により決定された町長の専決処分の報告であります。よって会議規則第37条の規定により、2議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって報告第8号 議会の委任による町長

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第9号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）の2議案を一括議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって報告第8号、報告第9号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています報告第8号、報告第9号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程17、報告第10号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって報告第10号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています報告第10号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程18、報告第11号 平成14年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって報告第11号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています報告第11号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

。続いて、日程19、報告第12号 平成14年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） これをもって報告第12号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています報告第12号は、水道決算審査特別委員会に付託いたします。

続いて日程20、報告第13号 平成14年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって報告第13号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） それでは、報告第13号 平成14年度斑鳩町文化振興財団事業報告につきまして、私からご報告いたします。

最初に議案書を朗読いたします。

報告第13号

平成14年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成15年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

報告第13号は、斑鳩町文化振興財団の平成14年度事業報告及び収支決算報告を行うものであります。

提出いたしております本報告書は、去る平成15年5月28日に、財団法人斑鳩町文化振興財団理事会におきまして全員賛成のもと承認され町に提出を受けましたものを議会に報告させていただいております。

また、去る平成15年5月8日に、財団監事の中屋監事、岡田監事の両監事に監査をいただき、監査報告書をいただいておりますので、本報告書の最後に添付をいたしておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、平成14年度の事業報告及び収支決算報告をいたします。提出いたしております平成14年度事業報告及び収支決算書の1ページをお開きください。事業実施報告の自主事業につきましてご説明いたします。

自主事業数は16事業です。

まず、最初に記載いたしております住民参加型事業では、住民の出演や参加をいただき開催しました5事業であります。その事業費支出額は、1,052万1,561円に対し、入場券販売収入と文化講座受講料は342万1,000円であります。この収入以外に、11月10日開催の劇団いかるが第4回公演に対しまして、奈良県から公演実施助成補助金15万円の補助を受け入れております。

次に、2ページの芸術文化鑑賞型事業といたしまして6事業を開催しました。その事

業費は481万9,536円に対し、入場券販売収入は313万1,700円であり
ます。

次に、3ページの生活娯楽型事業といたしまして5事業を開催しました。その事業費
支出額は1,294万6,338円に対し、入場券販売収入は1,068万6,300
円であります。

これらの自主事業費総支出額が2,828万7,435円に対し、入場券販売収入総
額では1,723万9,000円で、収支比率では60.9%であります。

なお、各事業別の収入内訳及び事業費内訳は、報告書の末尾に記載添付いたしてお
ります平成14年度決算に関する説明書の3ページに入場券収入明細を記載いたしてお
ります。また、後ろから2枚目に、平成14年度自主事業一覧表としまして、事業費とそ
の費用内訳を記載いたしておりますので、よろしくお願いたします。

次に、4ページの受託事業につきましてご報告、ご説明を申し上げます。

受託事業は、NHK奈良放送局との共催事業としまして、12月6日かかるがホール
大ホールにおきまして、NHKラジオ「ふるさと自慢・うた自慢」公開録音を住民の出
演によりまして、カラオケ合戦と演歌によるステージショーを開催いたしました。これ
らの受託事業費では、42万214円で、その事業費は斑鳩町から補助金と収入の受託
事業収入で受け入れております。

次に、14年度斑鳩町文化振興財団財務諸表についてご説明いたします。5ページを
お開きください。

5ページの収支計算書総括表から6ページ、7ページの収支計算書につきましては、
報告書の末尾に、平成14年度決算に関する説明書を添付いたしておりますので、恐れ
入りますが、平成14年度決算に関する説明書で説明させていただきますので、よろし
くお願いします。

平成14年度決算に関する説明書3ページをお開きください。最後のほうであります
。

収入の部、1の基本財産運用収入は、基本財産1億円の定期預金利子収入6万5,9
84円であります。

2の事業収入では、自主事業収入と使用料収入で4,269万529円、前年度より
175万3,243円の増となりました。これは、次の自主事業収入で開催しました1
6事業の入場券販売収入1,723万9,000円で、前年度より392万9,780

円の増と、使用料収入、次のページであります。2, 545万1, 529円は、前年度より162万1, 463円の増であります。この増は、使用料収入の大ホール、小ホール、研修室等の使用利用増によるものであります。

4ページの3、補助金等収入は、施設管理受託事業収入と補助金収入、受託事業収入であります。施設管理受託事業収入では、ホールの管理運営に要します事業費用を受け入れたものであります。その内訳は、ホール管理費と、斑鳩町から1億5万3, 283円、教育委員会から図書館管理として1, 424万2, 626円を受け入れたものであります。

施設管理受託事業収入では、1億1, 429万5, 909円で、前年度より358万7, 068円の減となりました。その主なものは、電気使用料、管理委託料等の減によるものであります。

次に、補助金収入268万3, 887円は、財団の事業補助として町から253万3, 887円と、奈良県から15万円の補助金を受け入れたものであります。

次の受託事業収入は、町から受託しました事業で、NHKラジオ「ふるさと自慢・うた自慢」公開録音の開催事業費を斑鳩町から受け入れたものであります。

4の入会金収入では、いかるがホール友の会の会費収入63万5, 000円です。個人会員254、法人会員67口によるものであります。

5の雑収入、自動販売機や公衆電話機設置手数料及びコピー機使用料、イベント開催時のCD及びチケット等の販売手数料で83万7, 264円を受け入れたものであります。

次に、6ページの支出の部。

1の自主事業費は、ホールで開催しました16事業の開催に要しましたものであります。開催しました事業に要しました事業費につきましては、別に事業費内訳を最後、次のページであります。9ページに記載いたしておりますので、よろしく願いいたします。

2の受託事業費では、斑鳩町から受託しました事業に要しましたもので、NHKラジオ「ふるさと自慢・うた自慢」公開録音の開催の費用であります。主に照明、音響、舞台費用とホール使用料であります。

次に、7ページの3の総務管理費1, 765万835円は、財団の運営管理に要します財務管理及び庶務的費用では、主に人件費と電算システム機等の使用料であります。

4の施設管理運営費1億1,429万5,909円は、ホールと図書館の施設管理に要します費用です。その主な費用は、人件費、需用費の電気使用料、ホール総合管理委託料、施設管理システム機器等の使用料であります。前年度比較では、358万7,068円の減額となりました。その主なものは、電気使用料、総合管理委託料、電算等のシステム使用料の減によるものであります。

次に、8ページの5、友の会運営費は、ホールの友の会の運営に要します費用48万216円で、前年度比較では、5万7,297円の減となりました。これは、友の会の会員の皆様への入場券購入費及び通信費等の減によるものであります。

6の管理費は、財団役員の理事及び評議員の報酬、交際費、庶務等に要します費用を49万4,178円で、前年度比較では17万3,711円の減となりました。減額となりました主なものは、理事会、評議員会の開催回数の減によるものであります。

以上によりまして、当期収入合計と当期支出合計は同額の1億6,162万8,787円の決算となっています。

次に、報告書を前に戻っていただきまして、報告書の8ページの正味財産増減書につきましてご説明いたします。

正味財産につきましては、当期増減はなく、正味財産1億円は期末正味財産となっております。

次に、貸借対照表につきまして、平成15年3月31日現在の資産保有状況を示すものであります。流動資産681万7,586円と、基本財産1億円で、資産合計では1億681万7,586円となり、次の負債の部、流動負債681万7,586円と正味財産1億円で、負債及び正味財産合計1億681万7,586円となりました。なお、流動資産及び流動負債の各項目の説明内訳を11ページの平成14年度資産負債内訳書にその内容を記載いたしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、9ページの計算書類に関する注記につきまして、会計方針、基本財産の増減、次期繰越収支差額を前年度比較しております。

3の次期繰越収支差額は、ゼロ円で決算を行っております。前期末残高627万6,019円と、当期末残高681万7,586円を比較しますと、54万1,567円が当期末残高で増加となりました。その主なものは、現金預金の増と前受金の増によるものであります。前受金は、次年度の施設使用料の申し込みによります施設使用料の受け入れをしたものであります。

次に、10ページの財産目録としまして、平成15年3月31日現在の財産上げ高を示すものであります。流動資産と流動負債同額で、正味財産1億円を基本財産として前年度と同額となっております。

以上、簡単でございますが、報告第13号 平成14年度斑鳩町文化振興財団の事業報告とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 少しお尋ねをしたいと思うんですが、私はいかるがホールのほう、夜間も利用をさせていただくことがたびたびあるわけなんですけれども、そのときに、事務室のほうに職員さんが夜お1人でいらっしゃることがよくあるんです。それで、この予算の説明書のほうですね、説明書のほうの8ページに、夜間警備業務として金額を上げていただいているわけなんですけれども、ちょっと割合周辺暗いですし、斑鳩町の住民だけが利用するものでもないということからも、このところについて非常に先日から私も心配しているところなんです、夜間の職員の体制と、それとこの夜間の警備について、どのような形でされているのかということをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） まず、1点目の夜間に対する職員の配置であります、2交代制といたらあれですが、夜間勤務につきましては、職員2名で勤務をさせていただいております。その関係上、夜間利用者の準備相等、設備等の持ち出し等、準備の対応として1人が出て1人が窓口対応というような勤務体制になっております。

そして、2点目の夜間警備業務等についての管理であります、我々職員が退館した後、セコムによります夜間警備ということで、この夜間警備業務につきましては、機械管理ということで、セコムに委託した管理委託料ということで管理をさせていただいております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 夜間警備業務というのは、ホールを占めてからの業務ということで今ご説明いただいたわけなんです、私ホールへ寄せていただいてまして、何か、現金も多少置いておられますね。私たちが夜申し込みに行ったときに現金をお払いしたりしてますので、ホールの事務所には、そんなにたくさんではないだろうけれども現金

も置かれている状況もあると思いますし、非常に大きな建物の中で職員さんが今お2人体制やと。私よく利用してのぞきましたら、事務室大抵夜お1人でいらっしゃると。そんなときに、そのときにもし何かあった場合、どういった対応できるのかな。常々、ずっとこの間から私非常に心配している部分だったものですから、ぜひこのところ、事務室に女性の職員の方がお1人の場合も夜ありますしね、何かあったときの対応というのをやっぱり考えておくべきではないか。利用者も、斑鳩町内の方には限っておりませんし、あの場所でしたら車で本当にだれでも来れるところですし、周辺には余り建物もないところですので、夜間の状況というのは、警備の配置とかいうことよりも、どういった形で連絡がとれるとかね、何か考えるべきだとは思いますが、そのこのところについてもう少し考えていただくことはできないでしょうか。

○議長（森河昌之君） 野口企画財政課参事。

○企画財政課参事（野口英治君） 特に現金管理というたらあれですが、一応当日入金受付させていただきました使用料等の送達につきましては、当日送付ということで、3時までに銀行にその分は送達させていただいております。3時以降は翌日送金となるわけですが、できるだけ管理運営に当たりましては、準備を行いということで、注意をしていきたい、管理をさせていただいております。

夜間警備等につきまして、特に利用といたらあれですが、2人で体制できないときについては、1人を、もう1人を増員といたらあれですが、予備というような形で、大ホール、小ホール、大きくお客さんを迎える場合は3人で勤務をさせていただく体制をとらせていただいておりますが、事故等の対策ということでご指摘をいただいておりますが、その対応につきまして、一応連絡網なり十分体制を整えた中で十分緊急配置といたらあれですが、総合管理職員ということで夜間ももう1人業者1名がおります。それらの連携というんですか、体制については、勤務者同士の連携を密にできるような形で対策をとっていきたいと、かように思います。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○8番（里川宜志子君） 事業が行われてたくさんの方が出入りされているときについては、かえって職員さんも配置されて心配もそれほどないのかなと、いろんな目があると。ただ、やっぱりしーんとしているところで、職員さん事務室にお1人いらっしゃってほかの方、よそ、ほかへ行っていると。そんなときに何かあった場合に、私は心配であるということを思っているわけなんです。斑鳩町の施設でそういったいろんな事故や事

件が起こらないような配慮をぜひお願いしておきたい。今後もそういった問題についてやっぱりお考えをさせていただきたいということを申し上げて終わっておきます。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんか。4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、見てる中で、映画についてちょっとお尋ねしたいんですが、実際この映画の券売数を見てますと、例えば「W i t h…若き女性美術家の生涯」とか、券売数が58枚とか、大ホールでの上映であっても2回で209名とか、ひどいのは大ホールで2回で80名というような券売数があるんですが、実際に、河合町に民間の映画館がある。その中で、文化財団として、本来映画というものをこういう状況の中でまだしていただいておりますのか。それとも、たまたまこの事業だけが、私から見ると完全な失敗やったような気がするんですが、収支の決算を見ますと、大して金額そのものについては持ち出しがそんなに多いとは思わないんですが、そもそも映画そのものがこれだけ普及し、ある意味では、昔は大きなところで大きな画面で見るということから、1つの建物の中でいろんなバージョンの中で、割と、100名から150名ぐらいのこじんまりとした中で映画がいわゆる普及されている中で、これからも文化財団として映画を企画されていくのか、その辺のところをちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、西谷議員のご指摘の映画の関係等について、入場者が少ない。ただ、これは、西大和のところにマイカルという映画劇場もございますし、特に今レンタルビデオ等でいろいろと皆お借りされるということもございます。

ただ、やっぱりニーズの中には映画を見たいという方がございますから、極端に視聴率が悪いということで、失敗とか失敗でないとかいうより、ホールのことですから、大ホールでするのがいいのか小ホールでするのがいいのかということになってまいりますけども、できるだけそういうニーズを持っておられる方のことも伸ばしていきたいし、ある程度私は、夏休みとかそういう春休みの関係の子どもの映画等の関係も今取り入れているわけですけども、推移を見ますと、やっぱりなかなか映画そのものについては、どこでも見られる、あるいはまた家で深夜見られるというようなことも、ビデオを見られるということでもありますから、そこらを十二分に検討する余地はあると思えます。

ただ、やっぱり、映画をもうすべてやめるということにはなっていないと思えますし、やっぱり皆様方のニーズを考える中では、映画を見たいという方もございますから

、そこらをやっぱり検討をしながら、評議員会、あるいは理事会でそういうものをお諮りして、16年度等について検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、町長が言われる中で、確かに数字を見る限りでは、例えば優秀映画鑑賞会というのは比較的その参加者もふえているということがあります。そして、確かに映画そのものを見たいという、身近に見たいということはわかるんですが、そういった場合、実際にこの数字を見ると、やはり企画そのものにある意味では問題があるかもわかれへんし、もう少し対象を絞った徹底した集客の企画みたいなものが僕はやっぱり必要違うかなと思うんです。

私自身も、やっぱり年に1回ぐらいの程度ですが、音楽会をやりますが、やはり自分がお金を出してやるとなったら、必死になってチケットも売らなあかんし、いろんなところに声をかけていかんならん。僕はそういう部分は、言い方は悪いかもわかりませんが、文化財団の方は別に売れなくてもそんなに自分が持ち出しするわけやないんですから、という部分の中では、もう少しやっぱり事業については、採算は合わないとは思いますが、少なくとも企画した部分の中でやっぱり7割、8割を集客するように、やっぱりそういう努力というのは私はやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんか。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） この報告については何も意見を申し上げる気はなかったんですが、今の議論等考えさせていただいて、当初参事のほうから、5月28日の理事会でということで聞かさせていただいておりました。大変忙しかったなあという感じも受けて聞かせていただいていたんですが、その理事会でどういう話があったのか、少しちょっとこれから要約的なものでもつけていただければありがたいなど。文書で書いていただければ、財団の理事会でこういうことがある。今の西谷議員の質問の中で、理事長でもあられる町長も、理事会、評議員会にまた諮ってみると、このようにもおっしゃっていただいているし、この財団の理事には、議長と総務委員長が参加しておりますし、担当の参事をお願いしたいんですが、これから理事会での議事録などは、議事録はこちらへ置くという約束は以前させてもらったと思うんですが、こういう議案書のときに、できれば、日程的にちょっと無理やったと思いますけど、簡単な要約でもつけていただきたい、そのようにお願いしときたいと思うんですが、そのことについて、とても無理なんだという考えがあるんやったらちょっと今話しておいてほしいし、そういうぐ

あいにしてもうちよっとわかりやすいように報告させてもらうということだったらお願いしたいと、このように思います。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今の小野議員のおっしゃっていただくように、この関係の大体1年間の催しというのは、大体11月、12月ぐらいに理事会、評議員会でいろんなご意見をいただくと、どういうものを企画したらよいかということを持ち寄っていただいて、ある程度事務局でまとめますけれども、大体おおむねこの事業の関係については11月か12月ぐらいの理事会、あるいは評議員会でほぼ決まっていくわけでございますので、あとそういう評議員の中で氏名が変わったとか、そういうものの報告等がございますけれども、議事録等、あるいはまたそういう簡単な経過はご説明申し上げて、議会の報告というふうにさせていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） ほかにございませんか。これをもって質疑を終結いたします。

報告第13号 平成14年度斑鳩町文化振興財団事業報告については終わります。

続いて、日程21、報告第14号、平成14年度斑鳩町土地開発公社業務報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森河昌之君） 異議なしと認めます。よって報告第14号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の説明を求めます。藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） それでは、報告第14号 平成14年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきましてご報告申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第14号

平成14年度斑鳩町土地開発公社業務報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成15年6月3日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、ご説明をさせていただきます。お手元に配付しております業務報告書の11ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成14年度斑鳩町土地開発公社事業実績報告書でございます。

平成14年度は、公有地の処分が2件、取得はございませんでした。

処分①でございますけれども、土地開発公社の長期保有地解消の一環といたしまして、法隆寺駅前駐輪場用地を4億7,930万3,274円で斑鳩町土地開発基金に処分をいたしております。また、処分の②でございますが、都市計画道路法隆寺線に係る事業用地を、8,859万7,885円で処分をいたしております。処分面積の合計は、1,861.36平方メートル、処分の合計では、5億6,790万1,159円となっております。

なお、処分いたしました保有地の位置等につきましては、次のページ、12ページにお示しいたしておりますので、ご参照いただければと思ひます。

続きまして、15ページをお開きいただきたいと思ひます。

先ほど申し上げました処分の結果、平成14年度末の保有地の状況につきましては、このページの右端の期末残高でございます。その一番下に合計額をお示しいたしております。平成14年度末の保有地面積合計で、1万2,337.81平方メートル、保有額合計で17億7,129万4,142円でございます。これを前年度末に比較いたしまして、保有額は5億6,417万1,806円の減、率にいたしますと24.2%の減となっております。

また、次の16ページにそれぞれの保有地の位置を示してありますので、またご参照をいただければと思ひます。

それでは、3ページにお戻りいただきたいと思ひます。損益計算書でございます。

まず、事業収益及び事業原価でございますが、帳簿価格で処分いたしておりますので、いずれもともに5億6,790万1,159円となり、事業総利益は差し引きゼロとなっております。

次に、販売費及び一般管理費でございますが、一般管理費といたしまして、7万2,068円、これは監事報酬、事務用品等の費用でございます。

次に、事業利益でございますが、これは上記の事業総利益から販売費及び一般管理費を差し引いたものでございまして、7万2,068円の赤字となっております。

次に、営業外利益でございますが、受取利息で2,226円、雑収益では、これは保

有地を一時的に資材置き場等として貸し出しをしたものでございまして、その収益12万6,041円、合わせまして合計で12万8,267円となっております。

この結果、当期利益は、5万6,199円となっておりますのでございます。

続きまして4ページをお開きいただきたいと思います。貸借対照表でございます。

資産の部の流動資産でございます。現金及び預金で985万4,145円であり、その内訳といたしましては、土地開発公社の基本財産500万円と、普通預金485万4,145円となっております。未収金につきましては2,000円で、これは基本財産500万円の定期預金の利息でございます。次に、公有用地の17億7,129万4,142円でございますが、先ほどご説明申し上げました15ページの平成14年度末公社保有地の合計額に一致しておりますのでございます。

この結果、資産合計では、17億8,115万287円となっておりますのでございます。

続きまして5ページでございます。負債及び資本の部でございます。

まず、流動負債でございますが、短期借入金で17億6,200万円となっております。なお、この借入金の明細につきましては、次の7ページをお開きいただきたいと思います。ここに各金融機関ごとの期首残高、当期増減額、期末残高を記載いたしております。各金融機関の期末残高は、三井住友銀行6億1,200万円、近畿労働金庫1億5,000万円、UFJ銀行10億円でございます。

それでは、5ページにまたお戻りいただきたいと思います。先ほどの続きでございますが、資本金では、基本財産として、町からの出資金500万円でございます。

次に、準備金でございますが、前期繰越準備金1,409万4,088円と、先ほど損益計算書のところで申し上げました当期利益5万6,199円を合わせまして、準備金合計が1,415万287円となっております。この準備金合計額は、翌年度に繰り越しをさせていただいておりますのでございます。

以上、合わせまして、負債及び資本合計は、17億8,115万287円となり、4ページの資産合計額と一致をいたしておりますのでございます。

続きまして9ページをごらんいただきたいと思います。審査意見書でございます。

この業務報告につきましては、去る4月28日に、土地開発公社監事でございます木田議員並びに岡田氏に監査をお願いし、その結果につきましてこの審査意見書をいただいたものでございます。

なお、ただいまご報告申し上げました平成14年度業務報告につきましては、5月7日の土地開発公社理事会において承認をいただいておりますので、あわせてご報告申し上げます。

以上で、平成14年度斑鳩町土地開発公社業務報告につきましてのご報告とさせていただきます。何とぞよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 報告が終わりました。本件について質疑をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） たびたび申しわけないですが、少し教えていただきたいということがありますので、質問させていただきます。

最終ページの14年度斑鳩町土地開発公社保有地明細書の中で、5番の集会所用地、それと14番の都市計画道路代替用地、両方とも龍田西3丁目地内の物件ですが、この5番の集会所用地につきましては、かねてから地元のほうでの集会所用地に処分する事業用地だと私は認識しておりますが、この明細書にも記載されておりますとおり、年間9,817円ですか、これらの支払い利息もかかりますし、できるだけ早く処分をされるほうが地元の自治会にとっても、また公社にとってもいいことだと思いますし、当然公社としても、また、執行部というんですか、理事者側もそれに懸命に努力されていると、そのように推察いたしております。

つきましては、この集会所の用地を処分するにはどのような条件整備というんですか、隘路というんじゃなくて条件整備が必要なのか、そしてその条件整備がなぜおくれてきているのか。いや、もう今年度で必ずいくんだということになるのかどうかということをお聞きしたい。これは公社の担当者じゃなくてほかの担当者が答弁するのかなあと私は思うんですが、よろしくお願ひします。

それと、14番の土地については、あの場所でもう1つそういう代替用地として宅地化されたというんですか、そういう土地があるのかどうか、お聞きしたいなと思います。もうほかには代替用地としてお持ちじゃないのかなあということをおもったから、新たに代替用地とした宅地化された、区画されたというんですか、そういう土地があるのかどうかお聞きしておきます。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 1点目の関係につきましては私のほうからご説明申し上げます。

これにつきましては、峨瀬集会所の関係の予定の土地として、用地の一部として譲り渡すという形になっておる土地でございますけれども、これにつきましては、その件につきましては、地元峨瀬自治会と峨瀬第1自治会の中でのいろんな問題につきまして、本来自治会内のいろんな問題につきましてはその中でいろいろ解決していただいているものでございますけれども、この関係につきましては、町のほうがその中に入れていただいている問題について双方、峨瀬自治会につきましては弁護士さんも一緒に入っていた中で、双方歩み寄りをしていただくためのいわゆる協議をしていただいておりますので、町といたしましてもできるだけ早い段階におきまして、いわゆる地域のコミュニティ施設となるような施設が整備できるようにということで、引き続き努力してまいりたいと思います。今の状況はそういった方向で進んでおるところでございます。

○議長（森河昌之君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） ただ今の14の土地以外にあらたに宅地化された用地があるのかどうかという、14の土地の内容でございますね。これにつきましては、都市計画道路の代替用地に提供いたしました残地でございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 14番の216.37平米というのは、結局代替用地とか集会所用地、道路用地として区割りした残りの土地の合計だと、そのように理解したらよろしいですね。

これについては、どういう計画をお持ちなのか。216平米ほどあるから、1つの代替用地としてだれかに処分できる、個人にね、そういう土地なのかなというちょっと感覚を受けたので、それだったら事業が進んでいく中での代替用地として保有しておかなくてはならないと。だけど、道路とか宅地、宅割した中の残地ということは、地形もそう、宅地としてね、普通の宅地として利用できないような残地かなあと、そのように思うんです。そういう土地だったら、開発公社が持っても、代替用地というんですか、そういうことにはならないかなあと。それよりむしろそれらを活用して、町の土地に処分してしまって、小さな児童公園等ね、そういうものにしていくのも一つの方法ではないかなあと。私は今課長からの説明でそのように感じてますので、また検討していただければありがたいと思いますし、それについての意見があればと思います。

それと、集会所用地の件について、部長からの答弁なんですが、これはあくまでも峨

瀬自治会が、予算化もしておられます、峨瀬自治会の集会所用地として今予算化したところの土地だと私は認識しておるんですけど、峨瀬第1自治会云々の話も、それにも言及していただいておりますが、私はあくまでも公社の事業計画としては、峨瀬自治会の集会所用地として事業計画してるというんですか、資産区分になっている、入っているのであって、それは確かに峨瀬第1自治会とのいろいろな話し合いが済まなければだめだという意味合いもわからないことはないんですが、あくまでもそれは峨瀬の集会所のということで考えといていいんだと思うんですが、その点はどうなんですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そのとおりで、昨年の10月末までに計画書を出されたのは峨瀬自治会。その中で集会所施設として計画書を提出いただいております、それに基づきまして我々としては予算化しておるものでございます。そういった中で、第1自治会とのうまく話し合いがスムーズにいけばというような中で、先ほど申し上げましたような話し合いの中に町も入らしていただいておりますということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） 先ほどの都市計画道路代替地の残地の件でございますけれども、議員おっしゃいますように、活用されなければこれがまた保有地となって残ってまいるわけでございますので、十二分にその他の事業の状況等を勘案しながら、この点につきましては活用をしていきたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、僕はこの峨瀬の集会所についてはずっとかかわってきたものですが、今の答弁の中で、終始一貫してるのは、地元が賛成やから反対やからというような問題やないですやん。僕がずっと指摘してきたんは、町有地である部分をちゃんとした手続もなしに地元へ使用許可を出す。その中で、そのもともとの土地使用についても、施設協力金みたいな、少なくとも法的に全く根拠のない部分でこの地域だけそういう論理活用してやったという部分について、非常に法的に私はおかしい。

だから、今常に行政のほうは、賛成や反対があるからということで終始一貫言われてましたけども、そんな問題やのうて、もともとの町有地、町の財産の処分の仕方がやっぱりおかしいのやないかなということで、私は一貫して言うてきましたし、今の答弁を聞いてますと、全くそういうことには触れられてない。

ということの中で、そしたら総務部長にお尋ねしますが、今のそしたら状況は、法的にそしたらちゃんと合法的なんですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この件につきましては、過去何回も西谷議員さんのほうからご質問いただいた中で答弁させていただいておりますとおりでございまして、町といたしましては合法的に進めさせていただく中で、できるだけ地元のほうで、いわゆるいろいろな紛争、そういったものにつきましていろいろありますので、そういったことにつきまして地域でうまくいくようにという中で慎重な対応をしておるわけでございますので、そういった中で進んでおるわけでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） そしたら、今の状態というのは、町の財産処分にのっとりた手続なんですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まだ、処分はいたしておりません。そういった中で、将来的にその地域の土地になるというような予定された土地でございますので、そういった中で進めておるわけでございますので、そういったちゃんとした譲り渡しというようなもので出てきました段階におきましては、所定の手続をおうてやっていくということにしておりますので、よろしくご了承をお願い申し上げます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 手続は後です。少なくとも、町の財産規則にのっとりた処分はされてないけども、現実としては勝手に基礎工事だけができているという現状があるわけですね。それは少なくとも、基礎工事ができるということは、賃貸借なりきちっとそういうのが町と結んであって今部長が言われる答弁やったらわかりますけど、実際そういうのは一切ない。町有地を、少なくとも町の財産をされるのに、契約もなしにされて、そして最終的にその地域で賛成や反対やということで町は言うてるけど、もともとのそしたら原因は何やいうたら、町が町の財産を特定の団体へ無償譲渡、あるいは有償譲渡か知りませんが、するときに少なくともそういう契約もされてない、しないままに所有者が町長の土地使用承諾書という全く公文書の中では当てはまらない文書を出して、それで基礎工事をされたということの中では、全く少なくとも今の状態というのは違法やないですか。それを何ぼ、辻褃合わせても合いませんやん。もともとの土地がおかし

いんやから。

ここへこういうことを、集会所用地とされても、実際には、法的にはどうしようもないでしょう。余りええかげんな答弁せんといってくださいよ。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、西谷議員がおっしゃるように、むちゃくちゃな答弁というよりも、私はやっぱり経過があると思うんですよ。総務委員会ですっと経過を説明して、議員もそのときには承諾をされてるんです。ただ、問題は、結局工事にかかった段階で地縁団体がとってない、そういうものに対して公民館がいいのか悪いのかというところから論議が始まっているんです。

だから、別に私は、やっぱり皆さん方そういうことでそこに希望されているということであるわけですから、そういうことについては手続上やっぱり皆さん方が地縁団体の手続をおうて、そして皆クリアができるのだったら早くそういう一日も早く正常化に戻してということで、今いろんな手続等をされているわけですから、何も町がどうかというよりも。何も別に現状から言うたら、そのままいてたら建ってたかもわかりませんわな。ただ、やっぱり地縁団体をとらないかんというところから地元としてもそういうこととの関係について整理しようということで、その年の10月12日ですか、理事会を、総会を開いて、地縁団体をとろうということで、その話までできておるわけですから、そのことの修復をしていかなかったらなかなかこれはでき得ないと思いますし、やっぱり町としてもある程度今弁護士の関係の先生方ともご相談申し上げて、やっぱり一日も早く手続を追いながら正常化に戻して行って公民館をつくっていくのが、建てていくのが本来の姿であろうと私は思っております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） これは、町長とずっと平行線をたどった問題なんで、今さらどうこうということはないんです。ただ、私はいろんな、少なくとも地元の、いろいろ総務委員会で議員も了承された。了承された中で、実際に私もいろいろ、私は町の言うことというのは、基本的にはちゃんと説明というのはまともにされていると思ってましたけれども、少なくとも施設整備補助金についても、そういうのはちゃんと合法的な手続だということも思ってたんですが、実際にはそういうものはやっぱり法的にとってはいけないという部分がある。

なおかつ、一番、これはどうみてもおかしいと思うのは、少なくとも町の財産を例え

ば第三者に使用さず場合、あるいは有償にする場合に、少なくともそういう当然契約みたいなものがあってしかるべきやし、当然町の財産を管理する人間としてはしなければならぬ部分、これが少なくともあいまいにずっと今までの答弁の中でごまかされてますけども、まずこの土地使用についての契約もない中で勝手に途中まで進められた。このこと、町の財産管理について私は問題があるということですからずっと言うてますんで、この件についてはこれ以上町とやっても、多分同じようなことにしかありませんので、置いておきます。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） この報告書の、一番最初藤原課長のほうから、11ページの報告を受けたんですが、駅前の整備事業用地、処分価格約4億8,000万弱、それと処分②の都市計画道路事業用地、8,859万ということで、単純に面積換算いいですか、尺貫法で申しわけなく思うんですけど、処分①の価格、坪単価105万、処分②の坪単価88万となるんですけど、道路の路線価格とか大体把握しとるんですけど、それから見ますとかなり高額になるんですけど、その説明をお願いします。

○議長（森河昌之君） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原伸宏君） まず、処分①の駅前の整備事業地でございます。本件につきましては、平成2年の3月27日に取得したものでございまして、この時点では非常に地価の高いときに取得したものでございます。なお、それ以後10数年を経過しておりまして、ここにございますように、利息等の経費もかさんでまいりました。

また、処分②でございますけれども、本件につきましては、国道の入り口部分の買収でございまして、これにつきましては、土地が不整形になっておると、残地部分が不整形でございます。したがって、国道からの残された入り口が非常に、3分の1程度小さくなる、あるいは土地が不整形であるということから、残地補償をいたしております。その経費が乗っておりますので、価格は高くなっておるといってございます。

○議長（森河昌之君） 浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 今の説明ではちょっと十分わからない点があるんですが、いわゆる処分価格としてこれがいろんな要素で高くなっているということはわかりました。大まかなところはわかりましたんですけど、今銀行でも資産の、いわゆる実際の価格に照らし合わせた資産を評価しようというようなことで、一般企業でもなってます中で、行政においてこういう価格、いわゆる利息が乗ったから、あるいは不整形地についてのプラ

スアルファが出たからというふうなことで、その範囲が少なかったらいいんですが、一般の価格、例えば坪僕は30万ぐらいじゃないかなと把握しておるんですけど、国道ばたでも。それが88万。不整形地の要素を入れましても88万というのは、実際の30万の3倍の値段と。駅前におきましては、これは30万ではいかん、例えば40万としましても、これも2.5倍というようなことで、かなりかけ離れた値段での処分価格ということ、ちょっと理解できない範囲なんですけど。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 浦野議員のご質問のように、今説明しましたように、平成2年のときにJRの官舎等やっぱり将来駅前再開発とかいろんな関係で、その以前から官舎等を購入してはどうかということで、議会からもこういうご提案もございましたし、町としてはあの当時坪100万前後ですか、80何万でしたか、そういう値段で購入したと。そして今説明したように、平成2年から現在13年になりますから、簿価が1億何ぼ出てますということで、浦野議員、今現在は実際言うたらそうなるんです。逆に今でも、小吉田の保健センターでも、話別ですけども、買いに行くのに、パークウェイの道路用地で16万円で国土交通省買うてるんです。16万円以下は売りませんよと、こういうことを言うわけです。しかしもう下がってますやないかというて今その交渉をさせていただいていると。これ、難しいんです。それで、鑑定価格何ぼやいうたら、鑑定価格は13万ぐらいしか鑑定出ないです。その辺を考えたら、地元で納得をしていただくということではなかったら、これ16万円で買いますというたら買えるんですけども、またやっぱり皆さん方から高いやないかということになってまいりますし、そういうことも踏まえて、浦野議員のおっしゃっている今素朴な疑問ですけども、本当にそのことはわかるんです。今は実際言うたら40万ぐらいか50万、40万か、そんな金額だと思いますけど、路線価から考えますと。しかし、それではなかなか、町としては以前に買ってますから、簿価を踏まえた中で、以前からまた議員さんから、そういう土地を早く処分していかんと、一時は50億ぐらいあったんです。債務保証50億でした。それを30億、20億、17億と減らしてまいりましたよってに、できるだけ何年かこの先に、3年、4年の間に10億足らずにしていこうということで考えておりますので、ひとつまたご理解を、また後ご説明申し上げますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森河昌之君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第14号 平成14年度斑鳩町土地開発公社業務報告については終わります。

ここでお諮りいたします。皆様のお手元に配付しております2件の議案を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森河昌之君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、陳情第4号 追加日程2、要請第1号についてを日程に追加することに決しました。

ただいま議題となっております追加日程1、陳情第4号につきましては、都市基盤整備特別委員会に付託いたします。

同じく追加日程2、要請第1号については、総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明4日から8日までは休会、9日午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後0時19分 散会)